

OB memoir

## 税関と経済連携協定

篠崎 透

SINCE 1982

税関150年、おめでとうございます。私が税関局係員2年目の時、当時の課長から「税関は重要な役所、他の省庁がなくなっても税関はなくなる。」と云われたのを今も印象深く覚えています。伝統ある税関ですが、その使命の根幹は変わらなくとも、時代の流れに応じてその体制や業務を変えてきました。申告納税制度やNACCSの導入がその最たるものですが、近年では経済連携協定(EPA)への対応もその一つと思い、以下、思い出話をさせていただきます。

## GATT/WTOからFTA/EPAへ

第二次世界大戦後、日本は貿易立国として発展し、その基本はGATT/WTO体制の推進でした。しかしながら、WTO交渉が行き詰まり、世界各国は、二国間または多国間でFTA/EPAを締結し貿易を推進する方向に動いてきました。日本も同様で、政府が毎年発表する「経済財政運営と改革の基本方針」(いわゆる、骨太の方針)の重要テーマに挙げられ、現在まで21のEPA等が発効済・署名済で、中国・韓国を含めたRCEP協定も発効しました。

## EPAの導入・実施運営

私が税関局で経済連携協定担当だったころは、まだ経済連携協定黎明期で、外交を統括する外務省、関税制度や税関の執行を担う財務省、農水産物資を所管する農林水産省、鉱工業品を所管する経済産業省が協力して対応する、「四省体制」という形で日本国の交渉団を形成していました。実務的には、各省庁の課長クラスをヘッドとしているいろいろ調整し、最終的には、各省審議官クラスの判断中心に進めておりました。また、交渉は、その四省体制のもと、産官学のFTA研究会を行ったのち、交渉入りが適当との結論を得て政府間交渉を開始、そして合意というスケジュール感で進めておりました。税関がHS分類や原産地規則という専門性を有していること、また、強いリーダーシップを持った方が交渉責任者だったこともあり、締結交渉において、制度所管省である財務省は強い存在感を果たしたと記憶しています。そういった過去の経緯もある中、現在では、日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合は、50%超、RCEP協定を含めると約80%までになると聞いています。このような状況下、EPAは、交渉から実務の段階となり、税関では原産地規則担当部門が設置され、HS分類の関税鑑査官部門と協働して、円滑な実務運営に当たり、民間企業がメリットを享受できるよう重大な役割を果たしています。

税関OBの税関<sup>ひいき</sup>の観点からになりますが、EPAの導入・実施運営については、「国際経済状況の変化を的確にとらえ、それに対応する制度設計に参画し、その実施・運用にあたっては、しっかり組織作りを行い対応する」という税関行政の素晴らしい面が発揮出来た事例の一つととらえています。

## 最近の状況(私見を交えて)

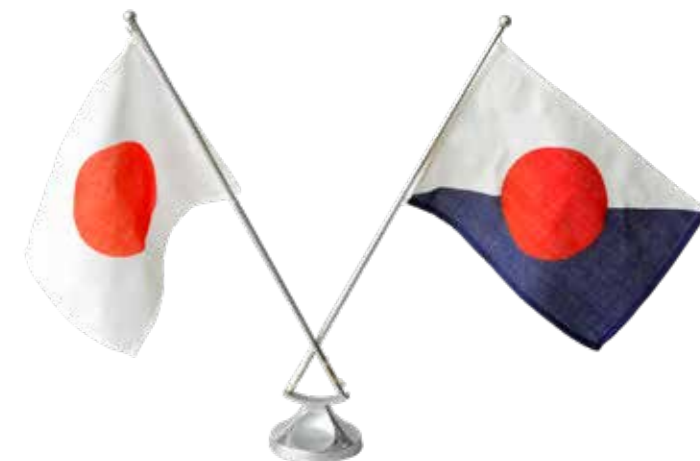
FTA/EPAの締結国にEU、英国、米国、中国などが含まれる最近の状況下では、輸出入者、通関業者にもEPAのメリットを享受したい気持ちが高まっています。しかしながら、輸出入に伴う手続に関し、関税分類、原産地規則など技術的なことを十分理解した上、原産地証明書の取得、原産品申告書の作成をしなければなりません。また、輸出については輸出

相手国側での手続について、十分な把握ができていない部分があるように見受けられます。関税局・税関を離れた私にも、時々、①自社の製品が関税分類変更基準をほんとうに満たせるのか? ②RCEP協定の品目表がHS 2012からHS 2022に変更になるが、その移行表を確認したい。③社員その他関係者のスキルアップをしたいなどの相談があります。日本への輸入については、税関がしっかり対応していることは承知していますが、輸出についても、経済産業省・商工会議所とも連携しながら税関の有する「守備範囲」を超えて関与し、EPAのメリットを享受したい方々に税関の知見を共有することが、日本の経済発展に寄与するのでは、と考えています。

最後に、税関150年。今後も素晴らしい組織でありますように。



神戸税関総務部長時、職場メンバーと(写真提供:篠崎氏)



## 略歴

昭和57(1982)年 4月	大蔵省入省(東京税関)
平成7(1995)年 7月	関税局国際調査課課長補佐
平成9(1997)年 7月	関税局業務課課長補佐
平成17(2005)年 7月	関税局業務課関税分類調査官
平成20(2008)年 7月	関税局総務課事務管理室長
平成22(2010)年 7月	神戸税関総務部長
平成24(2012)年 7月	門司税関長
平成25(2013)年 7月	税関情報監理官
平成26(2014)年 6月	退官